

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年1月9日
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【電話番号】	03-5355-2085（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 今井 正昭
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【電話番号】	03-5355-2085（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 今井 正昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 （注） 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償である。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,357,083,000円 （注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成27年1月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第23回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	2,319,800個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成27年2月16日
払込取扱場所	該当事項なし

（注）1 取締役会決議日

平成27年1月9日開催の当社取締役会決議によります。なお、本ライツ・オファリングの実施は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程304条第1項第2号に準拠し、平成27年2月3日に開催致します臨時株主総会において株主の皆様の過半数の承認を得ることを、本ライツ・オファリングの実施の条件といたしました。

2 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記（注）3に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てることといたします。（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3 株主確定日

平成27年2月13日

4 割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

5 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じ。）

平成27年2月16日

6 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式の数を控除した数とします。上記発行数は、平成27年1月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込数となります。

7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9 外国居住者による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する者（外国法に基づき設立された法人、信託又は組合を含む。以下同じ。）は、本新株予約権の行使に関しそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次ぎの依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所（下記「(2)新株予約権の内容等（注）2」に定義する。）に行う日とする。）の

7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知が口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次ぎに関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて送付されない限り、本新株予約権を行使することができません。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となります。
新株予約権の目的となる株式の数	2,319,800個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成27年1月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込み数となります。(本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株といたします。) また、本ライツ・オフリングの株主確定日である平成27年2月13日までに当社が既に発行したストックオプションが権利行使された場合、本ライツ・オフリングによって発行される新株予約権の数は、増加することとなります。 なお、当社取締役の浅原慎之輔氏、大和田豊氏につきましては、本ライツ・オフリングの権利行使資金の調達のために、既に発行されたストックオプションを利行使する見込みであることから、権利行使に応じて(最大で333,000株)、本ライツ・オフリングによって発行される新株予約権の数は増加することとなります。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり585円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,357,083,000円 上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成27年1月9日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、585円とします。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年3月23日から平成27年4月10日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京営業支店 2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京営業支店 4 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び払込金の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
--------------------------	-------------

(注) 1 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができないものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従うものとします。

2 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同欄第3項に記載する払込取扱場所（以下「払込取扱場所」という。）の当社の指定する口座に入金された日に発生するものとします。

3 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成27年3月23日（月）から平成27年4月10日（金）まででとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成27年4月10日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程（以下「標準処理日程」という。）によれば、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次ぎが行われることが想定されております。標準処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権行使請求の取次ぎに必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成27年4月10日（金）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に更に時間を要する可能性があります。）。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付することといたします。

5 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成27年2月16日）となり、上場廃止日は本新株予約権の行使期間の満了日の4営業日前（平成27年4月6日）となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことが可能です。なお、適用ある法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われるものとします。

6 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができ、また、当社株式の売渡請求権（当社定款にその定めがある。）もあることから、当社に単元株主となる株式数に満つるまで当社株式の買い増しをすることが可能である。な

お、本件の株主確定日である平成27年2月13日から起算して4営業日前までに当社株式を株式市場で売却することで、当社の新株予約権の割当てを受けないことも可能です。

7 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

また、本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」という。）については、行使期間の満了時において特段の手続を経ることなく消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,357,083,000	115,795,810	1,241,287,190

- (注) 1 上記払込金額の総額は、すべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額（1,357,083,000円）であり、平成27年1月9日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除く。）を基準として算出した見込額です。
- 2 発行諸費用の概算額には、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社ADCC-FAS（代表者：代表取締役社長 星野智之 所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目6番3号）に対して、本ライセンス・オフリングの企画、及び権利行使の促進に関する実務、今後の開発計画の立案等に関する実務支援に対する業務委託報酬（払込金額の総額の7%、その他着手金5,000,000円）として99,995,810円、また有価証券届出書等開示資料作成費用として3,500,000円（合計103,495,810円）、弁護士報酬として7,000,000円、登記費用及び登録免許税として5,050,000円、反社会的勢力の関係に関する調査として250,000円を含み、消費税等は含まれておりません。
- 3 フィナンシャル・アドバイザーである株式会社ADCC-FASは、当社の決算開示実務をかねてから支援頂いていることから当社の状況について理解を頂いており、また、複数の上場企業のエクイティ・ファイナンスにおいて、開示書類の作成等の支援を行っている実績等を勘案し、フィナンシャル・アドバイザーとして選定することと致しました。なお、フィナンシャル・アドバイザー報酬決定の経緯として、本ライセンス・オフリングに関する事前相談及び経営管理資料の作成の過程において、当社は管理コストの削減のため、管理部門の人員について必要最低限の規模で運営を行っており、専門的な知見及び経験を持つ人員が管理部門において限られていることから、相応の業務を株式会社ADCC-FASに依頼することが前提となることを踏まえ、協議のうえ決定することと致しました。また、フィナンシャル・アドバイザー、反社会的勢力の関係に関する調査会社、及び弁護士事務所につきましては、当社取締役のいずれとも人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
- 4 本新株予約権の行使期間内に全部または一部の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

（２）【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる調達資金の使途については以下のとおりとなります。なお、本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動するため、以下においては、ライツ・オファリングを実施している他社の事例を勘案して行使比率が75%となったと仮定して、本新株予約権の総数2,319,800個のうち1,739,850個が行使された場合において、払込金額の総額が1,017,812,250円、発行諸費用の概算額が90,866,858円、差引手取概算額が926,945,392円となった場合における手取金の使途を記載しております。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
平成27年5月期第4四半期～平成29年5月期第2四半期に開発予定の大型タイトル（対戦型ゲーム）の開発費、並びに広告宣伝費	396,000,000	平成27年4月～平成28年10月
平成27年5月期第4四半期～平成29年5月期第2四半期に開発予定の大型タイトル（RPG型ゲーム）の開発費、並びに広告宣伝費	488,000,000	平成27年4月～平成28年10月
平成27年5月期第4四半期～平成29年5月期第2四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム1～5タイトルの開発費、並びに広告宣伝費	42,945,392	平成27年4月～平成28年10月
合計	926,945,392	

- （注）1 上記の調達資金については、支出までの間、銀行預金において資金管理する予定です。
- 2 資金使途の具体的な内容について、今後のオンラインゲーム市場においては、ユーザーの求めるゲームの水準も高くなっていくものと考えられることから、それに対応して各期の大型タイトル開発費及び広告宣伝費に充当することを見込んでおります。
- 具体的な資金使途の内容は、以下の通りです。

平成27年5月期第4四半期～平成29年5月期第2四半期に開発予定の大型タイトル の開発費、並びに広告宣伝費

当社の開発新規タイトルとして、平成28年10月頃のリリースを予定するタイトルの開発資金及び広告宣伝費として充当することを予定しております。具体的には、PC、PS4、X-BOX ONE向けの対戦型ゲームを予定しており、総額396百万円の支出を予定しております。なお、開発期間については、平成27年4月～平成28年3月に開発を行い、その後、平成28年4月～平成28年9月にテストプロセスによるチェックを行います。開発期間（平成27年4月～平成28年9月）において、開発人員の人件費として192百万円、PC等の設備費用として17百万円、外注費として10百万円、及びその他開発費として10百万円を予定しております。

また、テストプロセスにおけるチェックに要する支出として、サーバー費用として20百万円、回線関連費用12百万円を予定しております。上記開発費に加え、同タイトルのTV、ネット関連のCM費用等の広告宣伝費として100百万円、イベント、グッズ製作の販売促進費として25百万円、その他諸費用として10百万円の支出を予定しております。

なお、タイトルリリース後の広告宣伝、及び販売促進にかかる支出については、タイトルリリースによる収益により、追加支出していく可能性がございます。

< 資金使途の内訳 >

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
開発人件費	192,000,000	平成27年4月～平成28年9月
システム関連設備費	17,000,000	平成27年4月～平成27年5月
外注費（イラスト・声優等）	10,000,000	平成28年4月～平成28年9月
サーバー関連費用	20,000,000	平成27年4月～平成28年9月
回線関連費用	12,000,000	平成27年4月～平成28年9月
その他開発費	10,000,000	平成27年4月～平成28年9月
広告宣伝費 （TVCM、ネット広告、製作費）	100,000,000	平成28年5月～平成28年10月
販売促進費 （イベント、グッズ製作他）	25,000,000	平成28年5月～平成28年10月
その他諸費用	10,000,000	平成28年5月～平成28年10月
合計	396,000,000	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成28年10月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、当社の対戦型ゲームの大型タイトルの主軸としての開発を見込んでおり、第1弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。また、その他開発費は、開発に関する消耗品・書籍等の購入等であり、その他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用等に関する費用であります。

平成27年5月期第4四半期～平成29年5月期第2四半期に開発予定の大型タイトルの開発費、並びに広告宣伝費

当社の開発新規タイトルとして、平成28年10月頃のリリースを予定するタイトルの開発資金及び広告宣伝費として充当することを予定しております。具体的には、PC、PS4、X-BOX ONE向けのRPG型ゲームを予定しており、総額488百万円の支出を予定しております。なお、開発期間については、平成27年4月～平成28年3月に開発を行い、その後、平成28年4月～平成28年9月にテストプロセスによるチェックを行います。開発期間（平成27年4月～平成28年9月）において開発人員の人件費として216百万円、PC等の設備費用として23百万円、外注費として20百万円、及びその他開発費として10百万円を予定しております。

また、テストプロセスにおけるチェックに要する支出として、サーバー費用として40百万円、回線関連費用として24百万円、その他諸費用10百万円を予定しております。上記開発費に加え、同タイトルのTV、ネット関連のCM費用等の広告宣伝費として115百万円、イベント、グッズ製作の販売促進費として30百万円の支出を予定しております。

なお、タイトルリリース後の広告宣伝、及び販売促進にかかる支出については、タイトルリリースによる収益により、追加支出していく可能性がございます。

< 資金使途の内訳 >

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
開発人件費	216,000,000	平成27年4月～平成28年9月
システム関連設備費	23,000,000	平成27年4月～平成27年5月
外注費（イラスト・声優等）	20,000,000	平成28年4月～平成28年9月
その他開発費	10,000,000	平成27年4月～平成28年9月
サーバー関連費用	40,000,000	平成27年4月～平成28年9月
回線関連費用	24,000,000	平成27年4月～平成28年9月
広告宣伝費 （TVCM、ネット広告、製作費）	115,000,000	平成28年5月～平成28年10月
販売促進費 （イベント、グッズ製作他）	30,000,000	平成28年5月～平成28年10月
その他諸費用	10,000,000	平成28年5月～平成28年10月
合計	488,000,000	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成28年10月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、当社のRPG型ゲームの大型タイトルの主軸としての開発を見込んでおり、第1弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。

また、その他開発費は、開発に関する消耗品・書籍等の購入等であり、その他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用等に関する費用であります。

平成28年5月期第4四半期～平成29年5月期第2四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム1～5タイトルの開発費、並びに広告宣伝費

当社の開発新規タイトルとして、平成28年10月以降のリリースを予定するタイトルの開発資金として78百万円の一部として充当することを予定しております。具体的には、スマートフォン端末向けのゲームを予定しており、その開発人員の人件費として充当することを予定しております。なお、開発期間（平成27年4月～平成28年9月）については、平成27年4月～平成28年9月に開発、テストプロセスによるチェックを行います。

また、開発人員の人件費以外の費用につきましては、営業キャッシュフロー等の、本ライセンス・オフアリング以外の方法により、資金を充当することと致します。

なお、本ライセンス・オフアリングにより調達された資金が上記の必要額に満たなかった場合につきましては、開発タイトルの削減を行うこととします。

< 資金使途の内訳 >

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
開発人件費	42,945,392	平成27年4月～平成28年9月
合計	42,945,392	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成28年10月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、第1弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。

- 3 本ライセンス・オファリングの権利行使が進まない場合には、第一に の開発本数を減らすことにより の支出額の削減を行うほか、次に 及び の広告宣伝費、及び販売促進費の削減を行ってまいります。また、調達額が 及び の開発人件費、システム関連設備費、及び外注費(イラスト・声優等)の合計額にも満たない場合には、借入金等代替手段の検討も行っております。また、発行する新株予約権のうち、全体の100%が行使されたと仮定した場合の調達額は1,357,083,000円であり、発行諸費用115,795,810円を控除した調達額は、1,241,287,190円となります。その場合の資金用途については、 及び の広告宣伝費または販売促進費を、それぞれ100,000,000円程度増額することとし、残額については、 の開発費、並びに広告宣伝費の金額を増加し、今後のタイトル開発に充当する方針です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

当社の製品が属するオンラインゲーム市場においては、引き続きユーザー数は伸びているものの、提供タイトルが増加しており、ユーザーの獲得競争が続いております。また、ソーシャルネットワークサービスやWebブラウザゲームなどが幅広い層へと広がっており、事業環境の変化が続いております。

このような環境のもと、当社グループは創業時から一貫して日本発のゲームが海外でもヒットを収めることができるといった考えから、国際競争力のあるオンラインゲームの開発を単独で続け、新規ゲームタイトル鬼斬の完成に至り、2013年12月にPC版の正式サービス、2014年2月にPlayStation4版の正式サービスを開始いたしました。また、既存ゲームタイトルは引き続きユーザーの皆様から高い評価を頂いているものの、収益面において海外・国内共に低調に推移し、業績向上に向けた各種施策を行いましたが大きく回復するには至りませんでした。なお、毎週、アップデート、イベント、キャンペーン等を行い、新規ユーザーの確保、一度離れたユーザーのカムバック等でユーザー数が伸びておりますが、以下の要因により、収益の伸び悩みとなっていると、当社としては考えております。

なお、新規ユーザーの確保、一度離れたユーザーのカムバック等でユーザー数が伸びており、毎週、アップデート、イベント、キャンペーン等を行っておりますが、以下の要因により、収益の伸び悩みとなっていると、当社としては考えております。

ユーザーはある程度、アクセサリ等を購入するとアクセサリを選別する目が養われ、魅力あるアクセサリでないと課金しない、といった傾向があること。

無料で遊べるゲームであるため、課金しないユーザーがいること。

夏休み、年末年始、旧正月など売上高が大きく向上するものの、通常期については売上増加のとなっていないこと。

魅力あるアクセサリ開発を行う当社開発スタッフの人員が不足していること。

上記の要因に基づき、平成26年5月期における当社の連結経営成績は、売上高1,393百万円と、前期収益1,363百万円を上回るものの、鬼斬のタイトルリリースに伴う広告宣伝費並びに販売促進費の増加により、営業利益32百万円（前期98百万円）、経常利益50百万円（前期101百万円）、当期純損失6百万円（前期は41百万円当期純利益）と増収減益の結果となりました。また、平成27年5月期第2四半期における当社の連結経営成績は、売上高778百万円（前年同期653百万円）と、前年同期を上回るものの、同じく鬼斬の広告宣伝費及び販売促進費の増加により、営業損失66百万円（前年同期は74百万円の営業利益）、経常損失47百万円（前年同期は75百万円の経常利益）、四半期純損失62百万円（前年同期は49百万円の当期純利益）を計上する結果となりました。上記のとおり、当社の直近における業績の概況として、売上高の規模は僅かながら増加しているものの、鬼斬のタイトルリリースによる広告宣伝費並びに販売促進費の増加をはじめとする販売費及び一般管理費の増加により、営業損失を計上している状況であります。

よって、新規タイトルのリリースによる収益性の向上を図らない限り、恒常的に赤字を計上する可能性があることを認識しております。

また、一方で、オンラインゲームの市場においては、PlayStation等のゲームハード機やPCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及による利用者数の拡大を背景に、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、各社の提供コンテンツやアプリケーションサービスはますます複雑化・高度化する傾向にあるなど、企業間におけるユーザー獲得競争は今後も激化しております。

加えて、ユーザーが求める水準が高くなっていること、ゲームハード端末機やPC、及びスマートフォンやタブレット端末の性能向上により、提供コンテンツやアプリケーションサービスはますます複雑化・高度化していく状況であることから、結果として、ゲーム業界全体の新作ゲームの開発期間も長くなり、また、開発コストも年々増加しており、1本当たりの開発コストも最大数億円にまで増加しております。このような環境のなか、当社グループは、競合他社を凌駕する大型かつ斬新なゲームを今後、複数開発することが予想されます。

当社のこれまでの開発実績として、「鬼斬」においては当社初の大型ゲームタイトルとしての開発を行いました。当社は質の高いゲームタイトルの開発を目的とするため、開発については自社の開発スタッフが従事しており、当社の限られた開発人員の中で、既存ゲームタイトルのメンテナンス、バージョンアップ作業を進める傍ら、新規タイトルの開発を行っております。

よって、新規ゲームタイトルの開発に対応できる時間が自ずと制限され、「鬼斬」については結果として、当初の見込みよりも大幅な開発期間の長期化を伴う結果となりました。

また、当社の人員計画においても、開発スタッフには、新規ゲームタイトルの開発にモチベーションを見出すスタッフも多く、新規ゲームタイトルの開発期間が終了し、既存ゲームタイトルのメンテナンス、バージョンアップの作業に従事することとなった際に、モチベーションが低下し退職を選択するというケースがあり、その結果として、開発スタッフが減少したことにより、新規タイトルの開発の傍ら、既存ゲームタイトルのメンテナンス、バージョンアップも兼務することとなり、開発期間の延長を余儀なくされる事態が発生いたしました。具体的には、「鬼斬」については、計画時において2年程度の期間でのサービスインを想定しておりましたが、実際には5年程度の期間を要することとなりました。

これらの「鬼斬」の開発における経験を活かし、今後については、開発スタッフの志向を見極め、新規ゲームタイトルの開発に専念したいスタッフについては、新規タイトルの開発にのみ従事させるという方針を取ってまいります。

更に、開発スタッフの志向を見極め、新規ゲームタイトルの開発に専念したいスタッフについては、新規タイトルの開発にのみ従事させるという方針を取ってまいります。

なお、開発体制の構築に伴い、新卒及び中途採用の更なる拡大を行い、人員増強を図る方針です。具体的には、現状の開発体制として、平成26年12月末時点における開発部門は63名であり、既存のゲームタイトルのメンテナンス・アップデートに従事する人員はうち19名であります。現状は新規のゲームタイトルの開発要員44名についても、業務分掌上、明確に区分をすることができず、既存のゲームタイトルのメンテナンス・アップデートを兼務しておりました。

今般の開発体制の再構築により、既存のゲームタイトルのメンテナンス・アップデートと新規ゲームタイトルの開発を明確に区分し、新規ゲームタイトルの開発期間が長期化しないようにする方針です。

また、新規採用につきましては、これまで年間10名超の新卒及び中途採用を行ってまいりましたが、今後は、採用数を拡大させ、年間40名程度の採用を図ることで、体制の拡充を図っていく予定です。なお、新規採用は、主に新卒者の採用規模拡大を主に予定しており、開発における各部門のリーダーポジションについては、既存のメンバーにて対応していくことで、経験の浅い新卒社員の比率が高まった状況となった場合でも、質の高いゲームタイトルの開発が可能であると考えており、また、新卒者についても入社後数年で、リーダー候補となりうるよう、教育体制についての拡充を検討しております。

加えて、今後の当社の人員体制としまして、今後は開発体制を130名規模まで増加させる方針であり、当面は開発人員の確保に加え、開発スタッフの意向を鑑みて、区分けされた新規開発又はメンテナンス・アップデートのチームに従事させるなどの施策を行い、離職率の低下となるような施策を検討していく方針です。なお130名規模の体制を構築後は、その後の収益の状況及び開発の状況を鑑みて、逡増もしくは130名規模の体制維持を図ってまいります。

上記の開発体制の構築により、今後新たな大型ゲームタイトルの開発を年間2本、スマートフォン向けゲーム3本程度のペース推進していく方針です。

なお、これまでの当社における開発体制としましては、まだ小規模な人員体制であるため、多額の開発コストを必要とする種類のゲームを開発することは得策ではないとの方針でありましたが、現在の業界全体の動向、及び当社の強みである「長期間に渡り楽しんでいただけるゲームを開発する」という方針により、今後の開発方針を改めて検討した結果、今後は新たな大型ゲームタイトルの開発にも着手を行っていく方針に転換致しました。

また、新規開発の為に、1本当たり最大数億円の開発コストが想定されることから、本ライセンス・オフアリングを企図し、新作ゲームの企画及び開発に係る人件費及び外注加工費、並びに新作ゲームの広告宣伝費として必要な資金を調達することと致しました。

これにより、開発期間の長期化・開発資金高騰という市場環境の中で、当社のゲームタイトルのラインナップの核となるタイトルの開発によりユーザー数の向上を図り、更にはユーザーの利用拡大が、課金数及び金額の単価上昇による収益の拡大につながることで、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加に繋げていけるものと考えております。

なお、当社製品が属するオンラインゲーム市場においては、事業環境の変化が激しいことから、従来から連結業績予想については、開示していない方針としております。

また、本ライセンス・オフアリングにより資金調達が行われた場合における業績の見通しにつきましては、同様の理由により、数値的な記載を行うことが困難であることから、定量的な今後の収益の見通しについては、開示しない方針としております。このような状況ではありますが、四半期毎に実施する決算業績及び事業の概況のタイムリーな開示に努めるとともに、四半期の連結業績発表時などに次四半期の連結業績見通しが算出できる場合には公表することとさせていただきます。

なお、上記のとおり、当社が本ライセンス・オフアリングによる資金調達により、今後当社の開発体制を強化していく方針ではありますが、何らかの事情により、開発が当社の想定通りに進まない可能性があるほか、当社製品が属するオンラインゲーム市場においては、ユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ゲームのトレンドの変化も激しいことから、当社が今後リリースするタイトルが、当社の想定通りに収益計上出来ない可能性も考えられます。またリリースするタイトルについては、当社の注力の状況等に応じて広告宣伝、並びに販売促進を行います。一般的に、広告宣伝並びに販売促進については、費用の性質上、当社の期待する結果を生まない可能性があります。

加えて、本ライセンス・オフアリングにより調達した資金を開発費に投下することにより、開発費が増加し、結果として、当社の業績にも影響を及ぼし、新規タイトルのリリースまでは、当期純損失を計上する見込みです。なお、本ライセンス・オフアリングにおいて発行する新株予約権のうち、全体の75%が行使されたと仮定した場合には、開発費に加え、広告宣伝費、及び販売促進費として合計923,288,870円の費用が、平成27年5月期第4四半期から平成29年5月期第2四半期までの間に計上される見込みとなります。

しかしながら、当社としては、当社の主幹事業であるゲームコンテンツの開発において、収益性の高いゲームコンテンツを開発・リリースし、ユーザーの利用拡大による、課金数及び金額の単価上昇による収益の拡大につなげることが可能となれば、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加に繋がるものと考えていることから、開発費の増加に

より、一時的に当期純損失を計上する見込みではあるものの、長期的には当社の企業価値向上に資するものとなるものと考えております。

2. 本ライセンス・オフアリングを選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様の利益保護を実現させるべく、公募増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点から、今回の資金調達方法としてノンコミットメント型ライセンス・オフアリングの方法を選択することといたしました。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、本資金調達方法以外に以下のような調達方法も検討いたしましたが、それぞれ以下の理由により採用いたしませんでした。

A. 金融機関からの借入れ

今般の調達資金は、上述のとおり、新作ゲームの企画及び開発にかかる人件費及び外注加工費、並びに新作ゲームの広告宣伝費に充てることを予定しており、上述の開発体制の見直しにより、開発期間の延長については、今後発生しない可能性が高いものの、ゲームのトレンドの大幅な変化や、PlayStation等のゲームハード端末機、PCスマートフォンやタブレット端末等のハード環境の大幅な変化など何らかの事由が発生したことによって、開発期間の延長などの可能性も否定できないことから、金額及び借入期間等も固定されている金融機関等からの借入による間接金融については、開発資金の需要とはマッチングせず、また調達を企図している金額は、10億円を超えるものであり、当社の与信状況を鑑みると、拒絶されることは明白なことから、金融機関に打診することなく、資金調達方法の候補から除外することと致しました。

なお、当社の既存の借入金の一部については、下記のいずれかに抵触した場合、取引金融機関が基準金利、利幅の見直し及び借越極度等の取引条件の見直しについて、当社に協議を求められることができるとする財務制限条項が付されています。

当社の最終の決算期に関する損益計算書によるインタレストカバレッジレシオ（ ）が1以下となった場合
インタレストカバレッジレシオは、（営業利益+受取利息）/支払利息で算定

当社の最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書における当期純利益が赤字となった場合

当社の最終の決算期の貸借対照表が債務超過となった場合

平成26年5月期において上記 に抵触しているものの、当該事実について取引金融機関へ報告しており、当社として新規の借入申込みができない状況ではなく、また、既存の借入についても取引条件の見直しは求められておりません。

B. 公募増資

当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性がありますが、平成27年5月期第1四半期における、当社の連結経営成績は、売上高455百万円と、前年同期を上回るものの、営業損失59百万円、経常損失57百万円、四半期純損失68百万円を計上しており、引受証券会社が負うリスクの観点と当社の資金使途から、増資を引受けて頂ける証券会社を見つけることが困難であることが明白であること等を鑑み、証券会社には、打診を行わずに現時点においては、資金調達方法の候補からは除外することとせざるを得ないと判断いたしました。

C. 第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行

第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行につきましては、既存株主の皆様が持分の希薄化にさらなる影響を及ぼすこと、並びに、当社の経営権の安定性を保持しながら、当社の株式を引き受けて頂けることを前提として、当社が今後必要としている資金調達額を考慮したうえで、当該規模のエクイティ・ファイナンスを引き受けて頂ける可能性のある割当見込先についての打診を行ったところ、具体的な引き受けの条件等の協議を行う相手先が見つからなかったことから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てにつきましては、株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権の行使を望まない株主の皆様が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の皆様が利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、資金調達の方法から除外いたしました。

E. ライツ・オフアリング（コミットメント型）

コミットメント型ライセンス・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを実行することを定めた契約を締結する、ライセンス・オフアリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるといえる利点があります。当社は、いわゆるライセンス・オフアリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、コミットメント型ライセンス・オフアリングの実現可能性について、証券会社に打診を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。上記の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断

し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、コミットメント型のライツ・オフリングについては、具体的な引き受けの条件等の協議を行う証券会社が見つからなかったことから、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

ノンコミットメント型ライツ・オフリングを選択した理由

上述の新作ゲームの開発資金の調達を行うという目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフリング（ノンコミットメント型）の特長や、他の資金調達方法の検討を行った結果、本資金調達の方法として、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを選択することと致しました。

（メリット）

A．株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるといことがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様幅広くご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B．株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場する予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について C．第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行」に記載のとおり、第三者割当による株式、新株予約権、又は転換証券の発行による資金調達においては、既存株主の皆様と与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C．新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、取得した新株予約権を行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び、当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

（デメリット）

A．資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権について、市場を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面、「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型 / 上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL：<http://corp.cyberstep.com/ir/index.html>）、並びに本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）、及び本日付で公表いたしました「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型 / 上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）」（URL：<http://corp.cyberstep.com/ir/index.html>）等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解頂きたく存じます。以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オフリング（ノンコミットメント型 / 上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考え実施することといたしました。

3．既存株主等の権利行使予定

当社筆頭株主である佐藤類氏（議決権比率23.88%）、及び当社の取締役である浅原慎之輔氏（議決権比率9.45%）、大和田豊氏（議決権比率6.48%）、小川雄介氏（議決権比率1.57%）及び今井正昭氏（議決権比率0.99%）による本新株予約権の行使又はに関する意向につきましては、以下の通り確認しております。

佐藤類氏については、現時点において権利行使に充てることのできる手元資金は有していないとのことですが、今後、保有する当社株式による株式担保融資、保有する当社株式の売却、及び他の取締役からの借入を行い、権利行使資金に充てることを予定しており、可能な限り権利行使を行う旨の意向を伺っております。また、権利行使期間終了後に持株比率を維持できるかどうかについては、今後の資金手当てについて不確実性があるため確認できないと伺っ

ております。なお、佐藤類氏の資金手当ての状況については、権利行使期間の初日(平成27年3月23日)までに少なくとも一度、状況を確認のうえ適時開示を行う予定です。

浅原慎之輔氏、並びに大和田豊氏については、保有する当社株式による株式担保融資または、現在保有するストックオプションの権利行使を行い、(大和田氏:第18回新株予約権150個(取得株式数15,000株)、第19回新株予約権250個(取得株式数25,000株)、第20回新株予約権2,000個(取得株式数200,000株)、浅原氏:第20回新株予約権930個(取得株式数93,000株)。なお、ストックオプションの目的となる株式数は、いずれも新株予約権1個につき100株です。)、本ライセンス・オフリングにかかる株主確定日の平成27年2月13日以前に売却することで得られるキャピタルゲインをもって権利行使資金に充てることを予定しており、それらにより調達した資金にて全個数行使する旨の意向を伺っております。

なお、株式売却の際には、ストックオプションの権利行使に伴う株式に加え、保有する当社株式を売却する可能性がございますが、保有する当社株式を売却した場合には、ストックオプションの権利行使により株式を取得することをもって、売却した分の株数を穴埋めすることとし、株主確定日である平成27年2月13日までは、本日現在において保有する株式数を維持する旨を伺っております。

小川雄介氏、及び今井正昭氏については、自己資金にて全個数行使する旨の意向を伺っております。

4. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額については、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、発行可能株式総数、及び既存株主による本新株予約権の行使の可能性(株主が本株予約権を行使できるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して決定いたしました。割当数については、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額については、1株当たり585円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社の普通株式の株価終値の50%)に設定いたしました。

本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、延いては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、全ての株主に対して新株予約権の割当てが行われ、行使を望まない株主については割当てを受けた新株予約権を市場内外で売却することができるなど、既存株主が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第14期有価証券報告書の提出日（平成26年8月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年1月9日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年9月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年5月26日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおりサイバーステップ株式会社第22回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき当臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

イ 銘柄 サイバーステップ株式会社 第22回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

10,080個（新株予約権1個につき1株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,008,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、837円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

1,083,972,960円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成26年5月23日の東京証券取引所における普通取引の終値の1,185円から10%ディスカウントをした金1,067円とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,067円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「割当普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成26年9月1日

(7) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成27年8月1日から平成30年7月31日までとする。

(8) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年9月1日

(9) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下及びに掲げる全て条件に合致するものとし、またはに掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

新株予約権者は、当社が開示した平成27年5月期の各四半期累計期間(通期を含む)における四半期決算短信に記載された当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書)において、1度でも営業利益が1.5億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

新株予約権者は、平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも3,000円を超えた場合にのみ、(但し、上記5に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(10) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役及び従業員 20名 10,080個(1,008,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社

の取締役、会計参与、執行役、監査役又は従業員である場合には、当該会社と提出会社との間の関係。

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(平成26年9月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成26年8月26日開催の当社第14期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、佐藤類、大和田豊、浅原慎之輔、小川雄介、今井正昭を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、大山弘樹、河上吉康、清水有高を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案				（注）	
佐藤 類	11,208	315	0		可決（97.27%）
大和田 豊	11,208	315	0		可決（97.27%）
浅原 慎之輔	11,208	315	0		可決（97.27%）
小川 雄介	11,208	315	0		可決（97.27%）
今井 正昭	11,208	315	0		可決（97.27%）
第2号議案				（注）	
大山 弘樹	11,211	312	0		可決（97.29%）
河上 吉康	11,211	312	0		可決（97.29%）
清水 有高	11,211	312	0		可決（97.29%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分並びに当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の議決権数は加算しておりません。

2. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第14期有価証券報告書及び第15期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年1月9日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成27年1月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第14期	自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日	平成26年8月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第15期第2四半期	自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日	平成27年1月9日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 8月26日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石渡 裕一朗

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社の平成26年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サイバーステップ株式会社の平成26年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サイバーステップ株式会社が平成26年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 8月26日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石渡 裕一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年1月9日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 大 丸
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年6月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年1月9日開催の取締役会において、会社以外の全株主を対象としたライツ・オファリングによる新株予約権の発行を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。